

投票区投票所一覧表

	投票区	投票所の名称	投票区の区域
大宇陀地域	第1	宇陀市文化会館	万六・出新・上新・中新・上・小出口・黒木・中庄・拾生・本郷・宮奥・下宮奥・関戸・大東
	第2	西山川向地域交流センター	上中・上本・上茶・下茶・下本・下中・下出口・迫間・春日・西山・岩室（内垣内・五十軒）・下竹
	第3	大宇陀人権交流センター	岩室（北谷）・小附（二区・三区）
	第4	のより農村ふれあいの館	小附（一区・中河原）・嬉河原・中河原・芝生・半阪・馬取柿・麻生田・内原・口今井・野依・平尾・五津
	第5	旧守道小学校	岩清水・調子・塚脇・藤井・オケ辻・守道・山口・白鳥居・上品・下品・和田・小和田
	第6	田原区集会所	牧・栗野・田原・上片岡・下片岡・東平尾・大熊
菟田野地域	第7	中央公民館菟田野分館（いきいきホール）	古市場・松井・岩崎
	第8	平井地区集会所	平井・見田・大澤・大神・別所
	第9	旧菟田野宇賀志地区体育館	稲戸・駒帰・佐倉・宇賀志
	第10	菟田野東部地区研修指導施設（下芳野集会所）	東郷・入谷・下芳野・上芳野・岩端
榛原地域	第11	駅前公民館（旧榛原公民館）	福地（五月ヶ丘を除く）・萩原（東町・稲荷・新町・宮本・菟田川・駅前・新駅前・富士見ヶ丘）・萩乃里
	第12	上の町コミュニティセンター	萩原（墨坂・新吉田・福田・上町・口田辺・鳥見町）・桜が丘
	第13	大和富士ホール	赤瀬・長峯・天満台西1～4丁目
	第14	天満台東交流センター	戒場・山辺三・額井・天満台東1～4丁目
	第15	農林会館	下井足・篠楽・雨師・上井足・足立・安田・笠間
	第16	伊那佐体育館（旧伊那佐小学校体育館）	池上・高塚・福西・栗谷・比布・石田・山路・大貝・澤・三宮寺・母里
	第17	檜牧甲公民館	自明・桧牧・荷坂
	第18	たかぎふるさと館	内牧・八滝・諸木野・赤埴・高井
	第19	あかね台コミュニティセンター	萩原（西峠）・角柄・柳・あかね台1～2丁目・高萩台（萩原・下井足の一部を含む）・榛見が丘1～2丁目（下井足の一部を含む）
	第20	宇陀市総合体育館	福地（五月ヶ丘）・萩原（玉立・小鹿野・小鹿台）・ひのき坂1～3丁目
室生地域	第21	音楽の森ふれあい館（旧笠間保育所）	小原・上笠間・深野・下笠間
	第22	多田地区公民館（旧多田保育所）	無山・多田・染田
	第23	やまびこホール	向淵
	第24	宇陀市室生振興センター	大野
	第25	三本松集会所	三本松
	第26	西谷地区公民館（旧西谷保育所）	砥取・滝谷・西谷・龍口
	第27	室生生活改善センター	室生
	第28	ふるさと元気村	黒岩・田口元上田口・田口元角川・下田口

住民投票の実施に至った経緯

「宿泊事業者誘致事業及び公園整備事業」は、平成27年末から保養センター美榛苑の老朽化に伴い、現在の場所での継続運営は困難と判断。市の遊休地を活用した環境整備が同時に図れるとして進められてきました。

平成29年5月16日

（一財）休暇村協会と「宇陀市宿泊事業者誘致事業の推進に関する協定」を締結

平成30年4月27日

高見市長が就任

6月8日

宇陀市議会6月定例会において市長が公園整備事業見直しの方針を表明

6月25日

市議会が宿泊事業者誘致・公園整備事業推進特別委員会を設置。調査、集中審議を開始

8月17日

市長が宿泊事業者誘致事業の断念を表明

10月29日

議員発議によって、「宇陀市保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業について市民の賛否を問う住民投票条例の制定について」が提案され、同日、総務産業常任委員会に付託審議、原案可決

11月5日

住民投票条例案の賛成および反対の討論を行い、採決の結果、賛成多数（賛成10、反対3）で本条例が可決

12月16日 住民投票

保養センター美榛苑の老朽化に伴う
宿泊事業者誘致事業・公園整備事業
について市民の賛否を問う

住民投票を実施

問 市選挙管理委員会【市役所総務課内】
(☎82・1302 / IP ☎88・9068)

投票日

12月16日(日)

開票

同日 午後9時開始(予定)
榛原東小学校体育館(榛原赤瀬)

投票時間

午前7時～午後8時

今回の住民投票は、投票率が50%未満の場合、成立しません(開票は行いません)。
皆さん、住民投票に行きましょう!

投票できる人

日本国籍を有する次のいずれにも該当する人

①平成12年12月17日以前に生まれた人

②平成30年9月8日以前に宇陀市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、投票人資格者名簿に登録されている人
※公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない人、市外へ転出された場合は、投票することができません。

投票場所

投票場所は入場整理券にも表示しています。(指定した投票所のみで投票できます。)

※次頁投票所一覧表参照

○宇陀市総合体育館について、ひのき坂方面から上がる階段が災害により、復旧工事が完了していないため使用することができません。ご迷惑をおかけします。

投票の方法

①保養センター美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業・公園整備事業について、あなたが良いと思

この住民投票は、美榛苑の老朽化に伴う宿泊事業者誘致事業及び公園整備事業について、「賛成」「反対」の2つの選択肢のうち、どちらを選ぶのか、市民の皆さんの意思を確認するものです。

う選択肢の上の欄に○をつけてください。

②○の他は何も書かないでください。

③期日前投票、代理投票、点字投票、市内の指定病院や施設および市外で希望のあった指定病院や施設での不在者投票、郵便による不在者投票もできます。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行等で投票所に行けない方は期日前投票ができます。入場整理券をお持ちの上、期日前投票にお越しください。

期日前投票をされる場合は、事前に入場整理券裏面の宣誓書に必要事項を記入いただきますようご協力よろしく願います。

期日前投票の期間

12月10日(月)～15日(土)
午前8時30分～午後8時

期日前投票の場所

○市役所・各地域事務所

※入場整理券が届いていない場合や紛失した場合でも投票できます。※いずれの期日前投票所でも投票できます。

投票所入場整理券

今回投票できる人に投票所入場整理券を世帯単位で郵送します。(世帯員の一部が別送の場合もありますので、ご確認ください。)

※入場整理券がなくても投票資格があれば投票できますので、万が一入場整理券が届かなかったり、紛失された場合は、その旨を投票所で申し出るか、選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票運動について

投票運動は原則として自由となりますが、今回の住民投票は住民投票条例により、『買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない』と規定されています。

運動の期間は投票日の前日(12月15日)までです。

投票用紙見本

平成三十年執行
保養センター美榛苑の老朽化に伴う
宿泊事業者誘致事業・公園整備事業
について市民の賛否を問う住民投票

○を付ける欄		選択肢
賛成	反対	

印

<注意>
○○○○○○○○

「宿泊事業者誘致事業及び」

平成 27 年度より進めてきました「宿泊事業者誘致事業及び公園整備事業」の計画内容は以下のとおりです。

この事業は、老朽化した美榛苑に替わり、榛原ひのき坂西側エリアに宿泊施設事業者を誘致するもので、隣接地に公園整備を進め、宿泊事業予定地の造成・道路・上下水道設備・温泉引き込み費用を宇陀市が負担し、造成面積（50,000㎡）のうち、宿泊施設建設予定地（12,000㎡）は（一財）休暇村協会に売却もしくは賃貸借される予定で、費用分担は今後の協議により決定する予定でした。また、この事業は概算事業費 25 億円を想定して計画し、進められてきました。

美榛苑（現状）



▲現状の美榛苑

事業計画地



▲計画地を宇陀市総合体育館側から撮影

利用イメージおよび導入機能・施設について

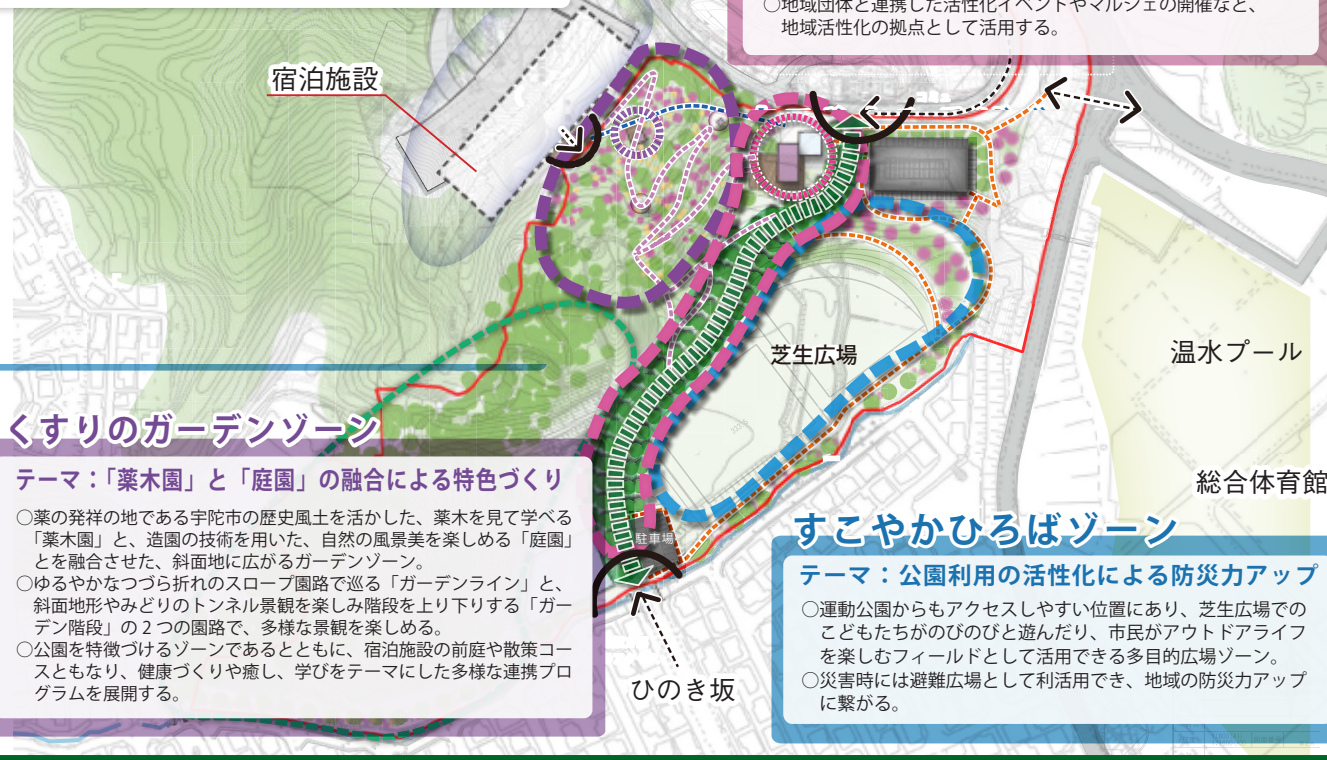
うだ くすり テラス ガーデン

宇陀の薬木とふれあい、からだもこころもすこやかになれる！
みんなの 元気の源 となる公園

にぎわいゾーン

テーマ：公園のにぎわい創出から地域活性化へ

- 公園利用の拠点となるビジターセンターと、2つのエントランスを繋ぐにぎわい通りからなる、公園の中心的なゾーン。
- 地域団体と連携した活性化イベントやマルシェの開催など、地域活性化の拠点として活用する。



くすりのガーデンゾーン

テーマ：「薬木園」と「庭園」の融合による特色づくり

- 薬の発祥の地である宇陀市の歴史風土を活かした、薬木を見て学べる「薬木園」と、造園の技術を用いた、自然の風景美を楽しめる「庭園」とを融合させた、斜面地に広がるガーデンゾーン。
- ゆるやかなつづら折れのスロープ園路で巡る「ガーデンライン」と、斜面地形やみどりのトンネル景観を楽しみ階段を上り下りする「ガーデン階段」の2つの園路で、多様な景観を楽しめる。
- 公園を特徴づけるゾーンであるとともに、宿泊施設の前庭や散策コースともなり、健康づくりや癒し、学びをテーマにした多様な連携プログラムを展開する。

すこやかひろばゾーン

テーマ：公園利用の活性化による防災力アップ

- 運動公園からもアクセスしやすい位置にあり、芝生広場でのこどもたちがのびのびと遊んだり、市民がアウトドアライフを楽しむフィールドとして活用できる多目的広場ゾーン。
- 災害時には避難広場として活用でき、地域の防災力アップに繋がる。

公園整備事業」について

問 宿泊施設用地・公園整備課 (☎ 82・3980 / IP ☎ 88・9089)

宿泊施設誘致整備事業 概算事業費内訳表

H29 年作成 【単位：千円】

工種	内訳	金額	特定財源内訳（現時点での想定）				備考
			補助	起債対象額	単費	その他	
委託料	H28 測量・基本計画（公園）	18,331		5,100	13,231		
	H28 補正 基本・詳細設計（道路・造成）	39,500		37,500	2,000		
	H29 基本設計（公園）・文化財発掘	54,000		11,400	42,600		
	H30 詳細設計（公園）	35,000	17,500	16,600	900		
	計	146,831	17,500	70,600	58,731		
工事費 現段階で、整備規模に応じた標準単価より概算費用を算出したものです。今後、変更が生じる場合があります。	（公園） 土工・排水工・道路工・法面芝工・調整池・造園工・四阿・トイレ設置・散策道 公園整備面積 6.6ha	1,100,000	550,000	522,500	27,500		
	（道路） 道路工及び舗装工・道路照明 延長 870m、幅員 9.0m 道路種別 3 種 4 級	250,000		237,500	12,500		
	（造成） 土工・雨水排水工・擁壁工・法面工 掘削土量 45千m ³	100,000		95,000	5,000		
	温泉管 延長 1.1km 上下水道工事費 延長各 300m	150,000		142,500	7,500		
	計	1,600,000	550,000	997,500	52,500		
合計		1,746,831	567,500	1,068,100	111,231		

交付税算入額（起債対象額の 70%）

747,670

国負担分 1,315,170 市実質負担分 431,661

用地費	公園部（16,000㎡）小計	79,350	26,450	50,200	2,700		
	造成・道路部（51,450㎡）小計	311,612		296,000	15,612		
	計（67,450㎡）	390,962	26,450	346,200	18,312		
補償費	立竹木伐採等	35,242		33,400	1,842		
	計	35,242	0	33,400	1,842		
用地費補償費 合計		426,204	26,450	379,600	20,154		
市有地買戻	土地取得特会分（34279.31㎡）	346,807	57,132	108,550	181,125		事業費のうち補助対象想定額を下段に（ ）内数値で明記
		(171,395)	(57,132)	(108,550)	(5,713)		
合計 用補費	計（101,729㎡）	773,011	83,582	488,150	201,279		

取得済用地	一般廃棄物処理場跡（元基金所有地）（5,001㎡）						
-------	---------------------------	--	--	--	--	--	--

交付税算入額（起債対象額の 70%）

341,705

国負担分 425,287 市実質負担分 347,724

全体事業費	合計事業用地（106,730㎡）	2,519,842	651,082	1,556,250	312,510	0	
-------	------------------	-----------	---------	-----------	---------	---	--

交付税算入額（起債対象額の 70%）

1,089,375

国負担分 1,740,457 市実質負担分 779,385

宿泊誘致事業 概算事業費 財源内訳

工事費	25 億円	備考
国庫補助・交付税措置	17.5 億円	起債対象 70%交付税算入
一般財源	7.5 億円	

※財源内訳は現時点での想定であり、今後変更が生じるものですので留意願います。

※この紙面では、事業に係る住民説明会および宇陀市議会 宿泊事業者誘致・公園整備事業推進特別委員会で提出した資料を掲載しています。